

## 債権信託受託者に対する過払金による不当利得返還請求の可否

筑波大学准教授

星野 豊

Hoshino Yutaka

東京大学商法研究会

〔第 1 審〕

大阪地裁平成 24 年 12 月 7 日判決

平成 23 年(ワ)第 12771 号, 甲野太郎対ニューヨークメロン信託銀行株式会社, 不当利得返還請求事件/判例時報 2175 号 41 頁

〔第 2 審〕

大阪高裁平成 25 年 7 月 19 日判決

平成 25 年(ネ)第 10 号, ニューヨークメロン信託銀行株式会社対甲野太郎, 不当利得返還請求控訴事件/判例時報 2198 号 80 頁

参照条文: 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 4 条 1 項, 平成 18 年改正前利息制限法 1 条 1 項, 民法 703 条・704 条, 平成 18 年改正前信託法 14 条ないし 17 条

### 事実

原告 X は, 貸金業者訴外 A との間で継続的に借入・弁済を繰り返すことを予定した本件基本契約を締結し, 平成 10 年 9 月 18 日から平成 20 年 5 月 26 日までの間, 継続的に借入・弁済を繰り返したが, この取引は, 平成 17 年 6 月 23 日の時点で, 約 42 万円の過払いとなっていた。

A は, 被告 Y 信託銀行との間で, 本件基本契約に基づき発生する貸金債権及び利息債権を含む A の顧客に対する貸金債権等を Y に対して信託譲渡する旨の本件信託契約を平成 17 年 6 月 28 日までに締結し, また, その頃, 本件信託契約に基づいて Y に信託譲渡された貸金債権の管理及び回収事務を A において受託する旨の本件サービシング契約を締結した。Y

は, 本件信託契約締結に際し, 信託財産とされた貸金債権全般につき, 債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記を経たが, 本件貸金債権が Y に譲渡されたことを X に通知しておらず, X からの弁済金は本件信託関係が成立した後も A に対して支払われ, A はこの弁済金のうち本件信託契約に基づく自己の受益者としての配当分を差し引いた残額を Y に交付していた。

A は, 平成 20 年 3 月 24 日, 民事再生手続開始の決定を受けた。Y は, 平成 20 年 4 月 30 日, A との本件サービシング契約を解除し, 訴外 B に対して信託債権に係る回収事務を委託するとともに, 同年 5 月 23 日頃, X に対して, 民法 467 条 1 項に基づく債権譲渡通知と貸金業法 24 条 2 項の通知を兼ねた通知をした。そして平成 20 年 6 月 25 日, Y は, 訴外 C に対して信託債権を譲渡し, 同月 30 日, 本件信託契約を終了させた。

本件は, X が Y に対し, A から本件信託契約に基づき金銭消費貸借取引に係る貸金債権を譲り受けた Y において過払金を利得したと主張して, Y に対して, 不当利得返還請求権に基づき過払金約 87 万円及び Y が悪意の受益者であることを前提とした利息の支払を求めた事案である。

### 第 1 審判旨

一部認容, 一部棄却。

I 「本件弁済金のうち, Y が X に対して実際に有する貸金債権及び利息債権の弁済額に相当する部分は, 信託財産に属していた貸金債権及び利息債権に対する有効な弁済による弁済金として信託財産に属すると解される。」「また, 実際には貸金債権等が存在しないにもかかわらず弁済された過払金に相当する部分については, 受託者が信託財産の管理者として取得する財産ということが出来るから, 信託財産に属すると解するのが相当である (信託法 14 条)。」

II 「Y は, 本件貸金債権の帰属者として, A 配当分を控除した金額を現実に受領しているのであるから, 同金額については, Y に利得が生じていると解するのが相当である。」また, 「Y には, A から本件弁済金の送金を受けた時点で利得が生じ, その時点で, X の Y に対する不当利得返還請求権が成立し, その後は, Y が善意者である場合には, 請求権の範囲が現存利益の限度に縮減されることになる」と解される。」なお, 「本件の過払金返還債務は, 受託者た

るYが負う債務であるが、前記のとおり、信託財産を引当てにすることが予定されているものというべきであり、Xは、信託財産の管理とは無関係な受託者の一般債権者ではないから、Yに利得を認め、不当利得返還請求権を認めることが信託財産の独立性を侵害することにはならない。」また、「A配当分は、本来であればAが本件サービシング契約に基づいてYに交付し、Yにおいて、本件各信託契約に基づいて受益債権の履行としてAに交付すべきところ、本件では、相殺または相殺合意等により、その過程を簡略化する扱いを行っているものと考えられ……A以外の受益者に対して、受益債権の履行としての金銭交付がされた場合と異なるから、A配当分についても、Yに利得があると解するのが相当である。」

Ⅲ 「Yは、本件貸金債権の権利者であるから、その約定利率や返済期日等の貸金の条件については認識することが可能であり、また、認識して然るべきであったということが出来る……。そして、XからAに対しての弁済状況（弁済期日及び弁済金額）は、Yにおいて把握することが可能であり、また、把握すべき立場であったといえ、本件信託契約〔上〕、委託者は、信託債権に関する金銭消費貸借契約に基づく疑問を呈する訴訟の通知を受領した場合には、受託者に対してその旨を通知する旨定め、本件各信託契約締結時において過払金返還訴訟が多数係属していたことは公知の事実であり、これは、少なくとも貸金業者や信託銀行において把握しておくべき事実であったといえることからすると、本件貸金債権を含むAの顧客に対する債権について利息制限法を超える利息を受領していたことをYにおいて認識していたと認められるし、仮に認識していなかったとしても、……Yにおいては、本件貸金債権につき利息制限法が定める利息の制限額を超える利息を収受していること、上記部分の利息の収受は無効である可能性があることをいずれも認識していなかったことについて重大な過失があったというべきであり、「Yは、悪意またはこれに準ずる重過失がある受益者に該当する。」

## 第2審判旨

控訴認容、請求棄却。

Ⅰ 「Xは、Aを債権者と認識してA名義の預金口座に本件弁済金を振り込み、Aは弁済受領権限に基づいてこれを受領し、本件弁済金は振込み時

点でAの一般財産に混入したとみられることからすれば、本件弁済金の給付を受けた者はAであるというべきであり、Yが給付を受けたということとはできない。」また、「Aが、本件サービシング契約に基づくサービサーとして本件貸金債権等のローン債権の回収・弁済受領を行ったのはAの利益のためであったと認められるのであり、サービサーとして本件貸金債権の弁済を受領したことをもって、……Yの給付利得となるということとはできない。」

Ⅱ AからYへの送金に際してXらからの「弁済金の額から控除されたA配当分等の金額は、受益者であるAが信託の利益を得た（利得した）ものというべきである。また、本件信託口座に送金された分についても、……優先受益権への配当の受益者は優先受益権者及びAであり、Yであるということとはできない。」一方、Yの受託者としての報酬は、本件信託口座への送金額の1000分の1程度であり、「不当に高額なものではなく、信託報酬は信託業務の対価とみることができ、信託の利益を取得したものとみることができない。」

## 評釈

どちらの判旨にも疑問があり、結論は不明。

Ⅰ 本件は、貸金業者に対する過払金を含む債権が信託銀行に信託譲渡された場合、債務者に対する不当利得返還債務を受託者としての信託銀行が負うか否かが争われた事案である。本件と同種の事案は、多数の事件が全国で係属しており、事実関係は借入・弁済日時や金額を除いて基本的に同一であるため、統一的な判断が必要とされるにもかかわらず、後記のとおり、最高裁による明確な判断が未だ示されていないことから、本件の第1審、第2審のように、下級審判例が対立する状況が生じている。

なお、判例雑誌等に掲載された事案の範囲では、Yに対する不当利得返還請求を認容したもの（中村簡判平成23・12・22判タ1369号212頁）と認容しなかったもの（東京地判平成24・4・19判時2157号43頁）とが拮抗しているが、未公判判例まで視野に入れば、圧倒的多数の事案でYに対する不当利得返還請求は否定されており、うち数件については、最高裁による上告棄却・上告不受理決定が下されている（最決平成26・1・14平成25年（受）第2075号）。しかしながら、第1審で不当利得返還請求が認められた後、

控訴審結審後に訴えが取り下げられた事例（福岡地裁平成25・4・26平成23年(ワ)第3212号、福岡高裁平成25年(ネ)第535号）や、Yによる本件信託契約書の閲覧制限申立が却下された後に訴えが取り下げられた事例（大分地裁日田支部平成24年(ワ)第4号）も見られること、また、本件でも、訴訟係属中にXとYとの間で和解協議が一時行われた際、Yが和解内容の秘匿を極めて重視していたことからすると（本件のX代理人が別件の大阪地裁平成24年(ワ)第7165号事件に提出した甲第32号証参照）、いかに多数の「判決」がYに対する不当利得返還請求を否定しているとしても、これを以て「判例の動向」ないし「判例の形成」と考えることは早計であり、本件におけるYの不当利得返還義務の成否については、理論的な検討が必要と言うべきである。

Ⅱ 一般的な過払金債務に関する不当利得返還請求の事案と比べた場合における、本件で特徴的な事情としては、①過払金債務を含む債権について信託関係が形成されたこと、②本件信託契約上、AはYに対して信託譲渡される債権に関して過払金債務がないことの表明保証をしていること、③信託契約成立と同時に、委託者兼受益者であるAに対して、受託者であるYから債権の回収代行権限が付与され、AがXを含む債務者に対する貸付金の回収業務等を継続して行っていること、④AはYに対して回収した弁済金を交付する際、自己の受益者としての配当分を差し引いていること、⑤Aが破綻するまでの間、Xを含む債務者に対して、信託譲渡の事実が通知されなかったこと、が挙げられる。

第1審は、これらの諸事情に対して、過払金債務を含む債権が信託譲渡された以上、当該過払金債務は信託財産に帰属し（第1審判旨Ⅰ）、AからYに交付された金額のほか、Aが受益権に基づく配当として差し引いた部分についてもAY間で相殺されたものとして、結局全額についてYに利得が生じ（第1審判旨Ⅱ）、Yが金融機関である以上、過払金債務の存在について少なくとも重過失があり、Yは悪意の受益者である（第1審判旨Ⅲ）、と判示しており、要するに、本件信託関係の権利関係の外形からYの不当利得に関する判断を導いている。

これに対して、第2審は、本件信託関係はAの利益のために設定されたものであるうえ、Xからの弁済金は、Aを債権者として支払われ、Aの一般財産

に混入しており、Yには利得が生じていない（第2審判旨Ⅰ）、AからYに対して交付された金員についても、利得をしているのは配当を受けた受益者であり、Yは信託報酬以外の利得をしておらず、信託報酬は信託財産受託の対価として適正なものである（第2審判旨Ⅱ）、と判示しており、要するに、本件弁済金の経済的利益としての帰属に専ら着目して、Yの不当利得の有無を判断している。

Ⅲ 信託関係上、経済的な利益を受託者が受けない建前となっていることは、第2審の判示するとおりであるが、信託の基本構造についてどのような理論構成を採用した場合でも、受託者は信託財産の管理権限を有している以上、信託財産に生じた利得に関しては、第三者に対する第一次的な責任を負うこととなる。従って、経済的利益を個人として取得しないことのみを以て、受託者が過払金に基づく不当利得返還債務を信託関係外の第三者に対して負わないとするのは、理論的には困難であり、受託者が経済的利益を信託関係から受けないとの事情は、第三者に対する債務の履行が完了した後における、信託関係当事者間での費用補償ないし求償の問題に過ぎない。

要するに、受託者が第三者との関係で完全に免責され、受益者と第三者とが直接の法律関係に立つことを前提できる状況とは、信託関係が完全に外形だけのものであり、信託財産の管理処分全体について受益者が実質的な権限を有している場合に限られる。そして、このような信託関係では、委託者兼受益者の破綻に際して信託財産は他の委託者兼受益者の財産と共に清算対象となり、信託関係は名実ともに終了する筈である。しかしながら、本件では、Aの破綻後、Yは改めてXを含む債務者らに対して信託譲渡の通知を発し、Bを新たな回収代行者として選任し、最終的に自己の判断でCに対して債権を譲渡し、信託関係を終了させているわけであるから、Yが本件信託財産の管理について何の権限も有していなかったということは到底できない。

以上のとおり、第2審判旨は、そもそも経済的な利益の移動のみでYの不当利得の有無を論じている点で理論的に誤っており、また、本件信託関係におけるYの権限との関係でも、支持し難い議論と言うほかない。したがって、Yにおける不当利得の有無に関しては、本件信託関係の権利関係の外形から判断した第1審判旨の方が、理論的に正当というべきであ

る。

IV 本件信託関係上 Y に不当利得があるとして、Y が当該不当利得につき善意であったか悪意であったかについて、第 1 審は、およそ受託者であり、かつ、金融機関である以上、Y は信託譲渡を受けた債権に関して過払金債務があることを知るべきであり、少なくとも重過失がある旨判示する（第 1 審判旨 III）。この判断は、過払金返還債務に関する従来の裁判例において頻繁に採用されており、要するに、借入及び弁済に係る情報を得た者は全て、法律上過払金債務の発生を知ることができた筈であるという、極めて割り切った議論である。しかしながら、この議論は、同じく債権関係の当事者であり、最も借入及び弁済に関する情報を有している筈の債務者に対して適用されないことも周知のとおりであり、いささか非論理的な政策的判断であることを前提としなければ理解が困難であるため、本件における Y の善意悪意の判断基準については、改めて考えてみる必要がある。

本件信託契約において、Y が A との関係で採用していた過払金債務混入に対する防御策は、事後的な対処を別とすると、A から過払金債務はないとの表明保証を受けることに留まっている。実際、Y において契約上取りうる手段としては、このような保証を行わせる以外に有効な方法が存在しないこと、及び、貸金業者から受託する貸付債権全てについて過払金債務が発生しているわけではない以上、過払金債務の有無に関する判断を行うためには、結局個々の契約関係を精査する必要が生ずることからすれば、過払金債務の有無を Y に直接確認するよう求めることは、要するに、債務者に関する全ての情報を受託者である Y が直接管理すべきであり、A をサービサーとして選任したこと自体が悪意の徴表となるという、Y にとってやや酷な議論となることが懸念される。もっとも、Y は受託者として、いつでもサービサーを交代させることができるほか、過払金債務の有無に関する抽出調査を、第三者をして行わせること自体は可能であったと考えられる。

以上のことからすると、本件において、Y が受託者として信託財産に関して生ずる不当利得返還債務を第一次的に負うべきことと、当該利得について Y が悪意であったか否かは、分けて考えられてしかるべきである。そして、Y が受託者であり金融機関であるというだけで、Y が本件信託関係において払ってい

た注意の有無を具体的に検討することなく、Y が不当利得について悪意であると判断した第 1 審判旨には、支持し難いものがあると言わなければならない。果たして Y が A からの表明保証を漫然と受け入れて過払金の存在を見落としていたか、あるいは自己ないし第三者による信託財産に関する調査を行い、過払金の存否について相当の注意を払っていたかによって、Y の責任の範囲が判断されるべきである。なお、Y が過払金の存否について相当の注意を払っていたか否かに関する立証責任は、関連するほとんど全ての事情が本件信託関係当事者に属している以上、Y 側が負うことが妥当であると考えられる。

V よって本件については、本来であれば、上記の点についてさらに審理を尽くさせるため、原審に差し戻すことが相当であると考えられるが、最高裁は、上告棄却・上告不受理の決定を下し、第 2 審の結論が確定した（最決平成 26・5・27 平成 25 年（オ）第 1795 号・平成 25 年（受）第 2188 号）。

前記のとおり、本件と同様の事案は全国で多数訴訟が提起されており、理論的に明快な判断基準がないまま、個々の判決が累積している状況にある。しかも、各裁判官の独立が保障されればされるほど、同種の事案に対して他の裁判所がどのような判断を下しているかを担当裁判官が知ることは意外に難しくなり、債務者側は別々の裁判所に個別に訴訟を提起しているため情報の共有が十分でなく、結果として Y にのみ全事件の情報が集中する、という構造が生じている。但し、このこと自体は当事者対立構造を採用する現行民事訴訟制度の下ではやむを得ない現象であり、また、個々の債務者が各々の住所地で訴訟を提起することも、元はと言えば債務者の便宜のために認められてきた経緯がある以上、本件で Y が違法ないし不当なことをしているわけでは全くない。

だからこそ、本件のような事案に関しては、最高裁として理論的に一貫した判断基準を示すことが、他の事件にも増して求められるわけであり、「重要な問題でない」として上告不受理決定を行うことは、両当事者のみならず裁判所をも含めた、全ての関係者の利益に反する結果を生じさせているように思われる。

\* 本件第 2 審判決に対して、鎌野邦樹・リマークス 49 号 26 頁、水野信次・銀法 767 号 63 頁がある。